

## 会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和7年12月9日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午後 零時47分

出席者 委 員 委員長 森 戸 雅 孝  
川 田 俊 介 浅 野 貴 之 古 沢 ちい子  
内 海 まさかず 広 瀬 義 明 白 石 幹 男  
議 長 梅 澤 米 満  
傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 市 村 隆 雨 宮 茂 樹  
小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造  
大 谷 好 一 坂 東 一 敏 小 久 保 かおる  
青 木 一 男 松 本 喜 一 針 谷 正 夫  
氏 家 晃 福 富 善 明 福 田 裕 司  
中 島 克 訓 大 阿 久 岩 人 関 口 孫 一 郎

---

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議事課 長 野 中 繭 実 子  
主 査 村 上 憲 之 主 任 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	茅原節子
保健福祉部長	寺内均
こども未来部長	首長正博
市民生活課長	小島清
交通防犯課長	藤野法之
保険年金課長	阿部有子
クリーン推進課長	成瀬友久
人権・男女共同参画課長	成松尚子
福祉総務課長	高橋宏樹
福祉総務課主幹	熊谷充晴
障がい福祉課長	鈴木正之
高齢介護課長	唐木田仁
地域包括ケア推進課長	中村康広
健康増進課長	奈良部久子
子育て総務課長	大塚清孝
こども家庭センター所長	毛塚裕子
保育課長	江面健太郎

令和7年第6回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和7年12月9日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第147号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第148号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第149号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第157号 指定管理者の指定について（栃木地区急患センター）
- 日程第 5 議案第158号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟健康福祉センター）
- 日程第 6 議案第136号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）
- 日程第 7 議案第137号 令和7年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第138号 令和7年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第139号 令和7年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第140号 令和7年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（森戸雅孝君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（森戸雅孝君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（森戸雅孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第147号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第147号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしく願いたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第147号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は15ページと16ページ、議案説明書は12ページから15ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の12ページを御覧ください。提案理由であります、国の定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要につきましては、記載のとおりであります、詳細につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。参照条文につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、14ページ、15ページの新旧対照表を御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。第15条につきましては、児童福祉法の一部改正におきまして、被措置児童等虐待の定義を規定する児童福祉法第33条の10各号が同条第1項各号に移動したことに伴い、引用条項を改めるものであります。

第25条第2号につきましては、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許を取得せずとも国家試験を受験し、管理栄養士となることが可能になることから、国の改正後の基準に従い、栄養士の配置を求めている部分につきましては、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合であっても、当該要件を満たすことができるよう改めるものであります。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の15ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。16ページを御覧ください。改正文であります。内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明いたしましたので、末尾にあります附則を御覧ください。この条例は、公布の日から施行するというものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 引用条項が変わったというけれども、その引用条項の中身というのは全く変わらないということでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） ざっくりと申し上げますと、引用条項の中に、例えば保育所については虐待の定義というのがこれまで定められておりませんでした。今回の改正で、例えば保育所における虐待というのが定義されたということがございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうですか。というと、今まで保育所における虐待というのはどこに定義されていたのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 法律上の定義というのはございませんで、ガイドラインにおいては、例えば身体的虐待であるとか性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、そういったことでガイドライン上には位置づけられておりましたが、児童福祉法上ではこれまで定義はされていなかったと。今回施設と事業が定義の中に追加されまして、明確化されたということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 栄養士に今度管理栄養士が加わったということですがけれども、先ほどの説明ですと、栄養士の資格がなくても何か大丈夫なようになったというような、もう一回説明をお願い

したいのですけれども。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） これまで管理栄養士の国家試験を受験するためには、まず栄養士の免許を取得する必要がございましたが、その管理栄養士養成施設を卒業した方については、免許を取得せずとも、そのまま国家試験に臨んで、合格すれば厚労省の大臣から免許が交付されるということに改められたということですので、栄養士免許を持たない管理栄養士が今後出てくるということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） おはようございます。白石委員の関連になるのですが、ただいまご説明のあった栄養士と管理栄養士、名前似ているのですが、発行元というか、そういったものが違うところでして、栄養士というのは、ある一定の専門学校ですとか、そういったところで学ばば、県のほうから試験がなくとも免許が授与されるものでございますが、管理栄養士というのは、これは国家試験ということでございまして、今まで比較的ハードルの高いものでございます。現状そういった方々から指導が受けられることになるとはいえ、管理栄養士の対象人数が今のところまだ少ないのではないかという懸念もある。もしくは管理栄養士の方へのパイプというのを持たない施設というのも多々存在するのではないかと考えるところなのですが、その辺の連携体制に向けて、行政のほうで把握されているところがあるのかということで、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 特段連携ということでは行っていないというのが実情でございます。管理栄養士の養成施設につきましては、県内にないということもございまして、そういったこともあろうかと認識しているところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 課長の答弁のとおり、県内にはないというのが実情でございまして、イコール、ではどこに栄養士、管理栄養士がいらっちゃって、協力を仰げるのかということをもまず知りたいという施設も出てくるのではないかと思います。そうなったときには、市役所のほうでそういった方々がどれだけいるのかというのを把握されて、ご紹介をするというような場合も出てくるのではないかと思います。その辺のご検討はされているのかお伺いします。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 実際検討しているかと言われると、検討しているということはまだ行っておりませんが、現状そういった問合せもないということではございますが、そういった問合せがあれば、できる限りの情報は集めた上で対応してまいりたいと考えておりますし、今後そういったことにも対応できるよう、どういったことが可能か検討してまいりたいと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 管理栄養士でなくてはならないという条文ではございませんので、ただある程度大きな施設等になってくると、もともと管理栄養士の指導というのが必要であると明記されていることもございます。ただ、やはり間違いのない運営を考えているところであれば、そういった管理栄養士といった専門職、高度な知識を持つ方々のご助力を願いたいということが出てくる可能性もあるものですから、その辺については先々を考えてご検討、そして構築に向かってご助力をいただければと、これは要望でございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 少し関連なのですが、今広瀬委員がおっしゃって、確認されたことにもよるのですけれども、現在の栄養士、また管理栄養士の配置の関係は、今は十分だと思いますけれども、これから国が変わっていくという段階になっていったときに、その想定する、今も確認、幾つかあったと思いますけれども、その辺の試算というのはお考えになっているかどうか。今現在も配置はもちろんされていると思いますけれども、その移行するに当たって。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 保育課内に管理栄養士2名、行政職として置いてございます。他の自治体と比べても、栃木市の管理栄養士というのは人数もたしか8人実績がございますので、十分な対応ができているものと認識しております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第147号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第147号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第148号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第2、議案第148号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） ただいまご上程をいただきました議案第148号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は17ページから19ページ、議案説明書は16ページから21ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の16ページを御覧ください。提案理由であります、児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要につきましては、記載のとおりであります、詳細につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。参照条文につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、18ページ、19ページの新旧対照表を御覧ください。初めに、栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。第14条につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

次に、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。第15条第1項第1号につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の略称規定である認定こども園法を、次の第25条の改正において引用することから、略称規定の適用範囲を改めるものであります。

第25条につきましては、規定の内容に変更はありませんが、引用条項の移動と併せて児童福祉法における被措置児童等虐待とは別に、認定こども園法において、入園児虐待が定義されたことから、幼保連携型認定こども園と幼稚園の職員について、規定の整理を行うものであります。

次に、栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。ページは20ページ、21ページになります。第12条につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の17ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます、18ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明いたしましたので、19ページにあります附則を御覧ください。この条例は、公布の日から施行するというものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 前の議案は児童福祉施設ということで、今回のは放課後児童健全育成事業、またその次が特定教育・保育施設、これは実際何を示しているのか、どういう施設なのかというのを説明いただけますでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 最初の放課後児童健全育成事業ということですので、対象となるのは学童保育ということになるかと思えます。次の栃木市特定教育・保育施設のところですが、こちらは施設型給付を受ける認定こども園、保育園、幼稚園ということが対象となっておりまして、こちらの乳児等支援につきましては、こちらは施設というよりは事業ということになりますので、いわゆる誰でも通園制度、こちらの事業ということになります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第148号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第148号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第149号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第3、議案第149号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） ただいまご上程をいただきました議案第149号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は20ページ、21ページ、議案説明書は22ページから25ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の22ページを御覧ください。提案理由であります、国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要につきましては、記載のとおりであります、詳細につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。参照条文につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、24ページ、25ページの新旧対照表を御覧ください。第14条につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

第17条第1項第2号につきましては、国の改正後の基準に従い、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合であっても、当該要件を満たすことができるよう改めるものであります。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の20ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます、21ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明いたしましたので、末尾の附則を御覧ください。この条例は、公布の日から施行するというものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 確認させていただきます。

この内容等については、議案第147号と同一ということによろしいのですよね。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 改正に至った理由は同じでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） これの影響を受ける事業所というのは栃木市内にありましたっけ。何者

ありますか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） こちらの対象となるのは、小規模保育事業の4施設ということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 民間でやられていて、事業所内にあるとか、そういうイメージでしたっけ、どういうイメージでしたっけ。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 小規模保育事業につきましては、まず定員が19人以下ということで、ゼロから2歳という子供が対象でございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 4施設でございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第149号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第149号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

---

◎議案第157号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第4、議案第157号 指定管理者の指定について（栃木地区急

患センター)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部健康増進課長。

○健康増進課長(奈良部久子君) よろしく願いいたします。ただいまご上程をいただきました議案第157号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書は39ページ、議案説明書は59ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の59ページを御覧ください。提案理由であります、栃木地区急患センターの管理を行わせる指定管理者に一般財団法人下都賀郡市医師会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、地方自治法第244条の2第6項、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないというものであります。

次に、議案書の39ページを御覧ください。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木地区急患センターであります。

指定管理者に指定する団体は、所在地、栃木市境町27番21号、名称、一般財団法人下都賀郡市医師会、代表者、会長、川島吉人であります。

指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間であります。

本案の指定管理者は、公募外で選定しております。現指定管理者である下都賀郡市医師会は、適切かつ安定的な管理運営を行い、2次救急機関との連携強化にも努めていることから望ましいと考えております。

なお、指定管理料の見込みにつきましては、3年間で1億2,300万円となり、各年度4,100万円となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(森戸雅孝君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(森戸雅孝君) それでは、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(森戸雅孝君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(森戸雅孝君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第157号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第157号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 申し訳ありません。

ただいまの説明の中で、私ちょっと緊張しまして、「一般財団法人」と申し上げましたが、「一般社団法人」の誤りでした。申し訳ありません。

○委員長（森戸雅孝君） 分かりました。社団法人と財団法人の言い間違いということで、了解しました。

---

#### ◎議案第158号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第5、議案第158号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟健康福祉センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） ただいまご上程をいただきました議案第158号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書は40ページ、議案説明書は60ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の60ページを御覧ください。提案理由であります。栃木市岩舟健康福祉センターの管理を行わせる指定管理者に宮ビルサービス株式会社・株式会社日本理化シェアードソリューションズ共同事業体を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の40ページを御覧ください。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木市岩舟健康福祉センターであります。

指定管理者に指定する団体は、所在地、宇都宮市今泉町847番地16、名称、宮ビルサービス株式会社・株式会社日本理化シェアードソリューションズ共同事業体。代表団体は、所在地、宇都宮市今泉町847番地16、名称、宮ビルサービス株式会社、代表取締役、大平弘であります。

指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

本案の指定管理者は、優良管理者更新制度を適用した公募外選定であります。

なお、指定管理料の見込みにつきましては、3年間で2億585万7,000円となり、各年度の平均は6,861万9,000円となります。今議会に補正予算の債務負担行為として別途提案させていただいております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 優良更新ということで分かりましたけれども、あと利用者というのは、この推移というのはどんな感じなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 岩舟健康福祉センターにつきましては、コロナ禍の前、平成30年につきましては11万3,266名のご利用がありました。ただ、令和2年のコロナ禍につきましては2万6,842人まで落ち込みましたが、昨年、令和6年につきましては7万6,815人と少しずつ持ち直しております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） そのうち、あそこはジムもあったと思いますけれども、その利用者数というものはどうなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） トレーニングルームについては、昨年、令和6年度の上半期につきましては6,555名でしたが、今年度につきましては7,037名ということで、対前年比1.07ということで少々増加しております。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑はございませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） お尋ねさせていただきます。

共同事業体ということでございますが、宮ビルと日本理化シェアードソリューションズの事業に対する構成比、もしくは資本金比率等がもし分かるものであれば、ちょっとお尋ねしたいのですが。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 共同事業体のうち、宮ビルサービスが管理運営を、また日本理化のほうはジムのほうを管理しております。構成比……すみません。ご質問の中での……指定管理料の比率ですか。

〔「そういうのが何か分かれば結構です。人員でも構いません」と

呼ぶ者あり〕

○健康増進課長（奈良部久子君） 事業費のほうの比率……

○委員長（森戸雅孝君） もう一回、広瀬委員のほうから質疑の内容について再度お願いいたします。

○委員（広瀬義明君） 人員の構成もしくは指定管理の分配率等、分かるものがあればお伺いしたい  
と思います。

○委員長（森戸雅孝君） 大丈夫ですか。

では、奈良部健康増進課長。答弁が難しいようでしたら、後でのご回答ということでも結構で  
すから。

○健康増進課長（奈良部久子君） では、後でお願いします。

○委員長（森戸雅孝君） ちょっと待ってください。

では、広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先ほど課長答弁の中で、日本理化シェアードソリューションズさんのほうで  
ジムということでございました。これは事務所の事務ではなくて、体を鍛えるほうのジムだと思  
うのですけれども、先ほどのその答弁だけで、かなり宮ビルさんの比率のほうが高いのだろうなとい  
うふうな印象を抱いたのですが、まずそもそもなぜ共同事業体でなければいけないのか。わざわざ  
これを分割する理由というのがあるのかなという単純な疑問がありまして、今回公募外といいます  
か、今まで優秀だったからそのままだよということでございますが、その辺、分割しておやりにな  
られているというのは、やはり全体の意思統合というのは厳しい、難しいところも出てくるかと思  
います。その辺について何もなく来られたのか、今後共同事業体ではなく、1つの事業体がこれ  
を行っていく可能性というはあるのか、ちょっと分かっている時点だけで結構でございますが、お  
伺いします。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 宮ビルサービスにつきましては、どちらかという施設の管理で  
すとか運営ですとか、そちらのほうにたけた事業体でございまして、それに比べて日本理化につ  
きましては、プロスポーツチームを擁しているということもありまして、スポーツの指導に特化した  
会社でございます。そのため、岩舟健康福祉センターとしましては、健康の面での会議室等の貸出  
しのほかにトレーニングジムの運営という点、市民の皆様への指導という点から、そういった、そ  
れぞれに特徴のある事業体が合わさりました経営ということでお願いをしたいと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 要するに得意分野をそのまま生かしていただきたいということかなと思  
いますが、ではお伺いしますが、ジムを管理されているということで、専門トレーナーというのは何名  
ほど配置されているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） トレーニングジムにつきましては、常時2名勤務をしていると聞  
いております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

- 委員（広瀬義明君） そのトレーナーの方々の経歴といたしますか、実績といたしますか、そういったものというのは何か行政のほうに届出がされているものというのはございますか。
- 委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。
- 健康増進課長（奈良部久子君） 申し訳ありません。それぞれ個人の経歴というものは、ちょっと受けておりません。申し訳ありません。
- 委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） ジムトレーニングというのは、非常に、素人が勝手にやりますと、逆にけがするおそれがあるものでございます。私も経験がございますけれども、適切な指導等によって行わないと、本当に逆に体に負担がかかってしまう。もしこれが、そんなことはないと思うのですけれども、某サッカーチームの関係者が、空いた時間にやっているようなことであれば、それは非常に危険性が高まることもございますし、専門的なトレーナーの配置がされているのかどうか、ちょっと今、今日、明日ということではございませんが、その辺の指導監督も併せて行っていただけると、使用される市民の方々も安心できるかと思しますので、よろしく願いをいたします。
- 委員長（森戸雅孝君） 要望で。  
ほかに質疑は。  
白石委員。
- 委員（白石幹男君） 今回公募外ということで、優良管理者更新制度を使うということですが、これは指定管理者のほうから、引き続き更新制度を使ってやりたいというような申出があって、それを検討するとしたということなのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。
- 健康増進課長（奈良部久子君） 5年前の公募の段階から、こういった制度がありますということをお知らせしてございますので、終わるこの年度のときに、栃木市のほうから終わりますが、優良更新ということでいかがでしょうかということで申請をさせていただいております。
- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 市のほうからこういう制度があるということで、ではそれを受けてということだと思いますけれども、優良かどうかというのは、やっぱり市のほうできっちり検討しないとけないと思うのですけれども、その検討をした結果で更新いいですよということになったわけですが、その検討の結果というのは出ているのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。
- 健康増進課長（奈良部久子君） 選定委員会のほうで評価を受けておりまして、評価点数としますと82.2という結果をいただき、優、A評価ということでいただいております。
- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） それは評価というのは、常に毎年毎年評価をしてつけているということですよ

ろしいですね。

それで、この更新制度というのは、何回か使えるわけですか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 今回1回になりますので、次のときは公募となります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 先ほどの広瀬委員の質問と同じような部分になるのですけれども、これは2者でやっているのですけれども、同じようにゆうプラのほうは1者で同じようなトレーニングジムを併設しているところなのですが、先ほどの説明ですと、別々のほうが有効なのだということなのですけれども、ならばそちらのほうも変えていくという必要が出てくるのではないのかなと思うのですが、ここが2者になっている経緯というものを教えていただけますか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 岩舟につきましては、前回の公募の際に2者でお願いしうという申出がありましたので、2者で行っております。

また、ゆうプラ、大平の健康福祉センターのほうにつきましては、いすゞ様のほうから単独事業でという申出でしたので、そのように受けております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 実を言うと、岩舟のほうは合併前から2者でやっていたから、それがそのまま来ているのですけれども、2者である必要があるならば2者でもいいとは思いますが、指定管理をするときに初めに共同体でやりなさいというふうに指定になっているので、そこら辺の指定というものは見直していくべきではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 質疑の趣旨が、課長、考え込んでしまっていますけれども。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） では、もう一回、質疑の趣旨をもう一回伝えてください。

○委員（内海まさかず君） 多分合併からずっと引きずっているのだと思うのですけれども、岩舟のとき2者でというので始めたのですよね。それが合併しても、そのまま2者でやっているのです。よそのところは1者でもいいのです。それは指定管理を公募するときに、もう岩舟は2者でやります、やってくださいとなっているので、それを見直していくべきではないのかなという提案なのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 寺内保健福祉部長。

○保健福祉部長（寺内 均君） まず最初に、1点訂正がございます。

白石委員からご質問のあった優良更新は何回できるのかというところですが、1回というお答えをしましたけれども、優良更新は2回できるので、今回更新すると、その後もう一回という形になり

ます。

それから、内海委員の、岩舟時代から2者でやっていて、今後それを見直すようなことをすべきではないかというご提案なのですが、指定管理に関しましては、健康福祉センターを問わず、1者であっても、あるいは共同体であっても、それぞれ指定管理施設の、いろいろな、お風呂があります、スポーツジムがあります、あるいはそのほか図書館がありますとか、いろんな分野があると思いますので、市としましては2者でなくてはいけない、1者でなくてはいけないということではなくて、幅広くその辺は募っていく必要があるのかなというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第158号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第158号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（森戸雅孝君） ここで一旦小休止、休憩を取って、そして次の議案のほうに入っていきたいと思います。

暫時休憩いたします。

（午前10時50分）

---

○委員長（森戸雅孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

---

◎議案第136号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第6、議案第136号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

高橋福祉総務課長。

○福祉総務課長（高橋宏樹君） ただいまご上程いただきました議案第136号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明いたしますので、補正予算書の60、61ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額7,295万5,000円の増額であります。説明欄最後の行、会計年度任用職員人件費（交通防犯課）につきましては、給与改定に伴い、報酬・職員手当等を増額補正するものであります。

以下、会計年度任用職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

続きまして、62、63ページをお開きください。16目諸費は、補正額2億7,080万3,000円の増額であります。説明欄、上から3行目、国県支出金返還金（福祉総務課）につきましては、令和6年度の生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金の交付額確定に伴う超過交付分返還のため増額したいというものであります。

次の国県支出金（障がい福祉課）につきましては、過年度の障害者自立支援給付費国・県負担金、障害児入所給付費国・県負担金、令和6年度分の障害児入所給付費国・県負担金、障害者医療費国・県負担金、特別障害者手当等給付費国庫負担金及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金の交付額確定に伴う超過交付分返還のため、増額したいというものであります。

次の国県支出金返還金（高齢介護課）につきましては、令和6年度低所得者利用者負担対策事業の交付額確定に伴う超過交付返還のため、増額したいというものであります。

次の国県支出金返還金（地域包括ケア推進課）につきましては、令和6年度重層的支援体制整備事業交付金の交付額確定に伴う超過交付分返還のため、増額したいというものであります。

次の国県支出金返還金（健康増進課）につきましては、令和5年度分の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金及び令和6年度分の感染症予防事業費等国庫負担金などの交付額確定に伴う超過交付分返還のため、増額したいというものであります。

次の国県支出金返還金（子育て総務課）につきましては、令和6年度子ども・子育て支援交付金及び児童扶養手当給付費負担金等の交付額確定に伴う超過交付分返還のため、増額したいというものであります。

次の国県支出金返還金（子ども家庭センター）につきましては、令和6年度未熟児養育医療負担金、母子家庭等対策総合支援事業費補助金、児童入所施設等措置費負担金の交付額確定に伴う超過交付分返還のため、増額したいというものであります。

次の国県支出金返還金（保育課）につきましては、子どものための教育・保育給付交付金、子育てのための施設等利用給付交付金、保育対策総合支援事業費補助金及び栃木県施設型給付費等事業費補助金の交付額確定に伴う超過交付分返還のため、増額したいというものであります。

続きまして、66、67ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額1,434万2,000円の増額であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては、総務人事課所管ではありますが、人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属職員に変更が生じたことにより、差額分及び給与改定に伴う変動分等を精査し、職員手当を補正するものであります。

以下、職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

続きまして、74、75ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費は、補正額1,503万7,000円の増額であります。説明欄1行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、会計年度任用職員人件費の増額に伴い、国民健康保険特別会計に繰り出すため、増額したいというものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、職員人件費の増額に伴い、後期高齢者医療特別会計に繰り出すため、増額したいというものであります。

2つ飛びまして、行旅死病人救助費につきましては、行旅死亡人死体運搬料において、運搬料単価の引上げや対象人数の増加により、予算額に不足が生じるため、増額したいというものであります。

次に、2目障がい福祉費は、補正額9億3,811万2,000円の増額であります。説明欄、障がい者自立支援事業費につきましては、自立支援給付費の増加により増額したいというものであります。

次に、3目高齢福祉費は、補正額2,664万9,000円の増額であります。説明欄2行目、介護保険特別会計繰出金のうち事務費繰出金につきましては、令和7年度税制改正に伴う保険料の標準段階に係る判定基準見直しが必要となることから、増額補正を行うものであります。

その下の地域支援事業繰出金につきましては、令和7年度分の地域支援事業の増額に伴い、介護保険特別会計への繰出金が増額となることから、増額補正を行うものであります。

その下の重層的支援体制整備事業繰出金につきましては、令和6年度重層的支援体制整備事業交付金の額確定に伴い、介護保険特別会計からの繰入金について超過分が生じたため、繰出金として増額補正を行うものであります。

次の高齢者日常生活用具購入費等助成事業につきましては、補聴器の申請件数が想定を上回ったため、増額したいというものであります。

次の認知症にやさしいまちづくり事業費につきましては、令和8年度分の認知症高齢者等個人賠償責任保険について、令和7年度中に契約申込み及び保険料の支払い事務を行う必要があるため、賠償保険料を増額するものであります。

次の会計年度任用職員人件費（地域包括ケア推進課）につきましては、会計年度任用職員に係る職員数の減員により減額するものであります。

続きまして、76、77ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は、補正額4,994万5,000円の増額であります。説明欄最後の民間保育所等物価高騰対策補助金につきましては、物価高騰の影響による食材料費の負担を軽減するため、幼稚園等に対して交付するものであります。物価高騰によるものとしたしましては、6月の補正予算において市の事業として食材料費及び光熱水費に対し、在園児数に月額500円を乗じて補助する支援策をご承認いただいているものであります。今回県の事業として給食費のみに対する補助金の交付が示されたことから、追加の支援策として計上するものであります。

次に、2目児童措置費は、補正額303万5,000円の増額であります。説明欄、児童扶養手当支給費につきましては、令和6年度の物価上昇に伴う児童扶養手当の手当額が引上げとなったことから、増額したいというものであります。

次に、3目母子福祉費は、補正額323万7,000円の増額であります。説明欄、こども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業費につきましては、ひとり親家庭医療費助成制度における助成金額の増加に伴い、給付費等を増額したいというものであります。

続きまして、82、83ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費は、補正額886万円の増額であります。説明欄3行目、母子保健事業費につきましては、妊婦支援給付金の受給者情報等の円滑な把握に向けて情報連携対応のためのシステム改修を行う必要が生じたため、委託料を増額補正するものであります。

次に、2目予防費は、補正額4,488万6,000円の増額であります。説明欄、予防接種事業費につきましては、新型コロナワクチン接種後の副反応による救済の対象者が新たに認定され、死亡一時金及び葬祭料を支払う必要が生じたこと、また令和8年4月からの予防接種事故賠償保険の保険料について、令和7年度中に支払う必要があることなどから、増額補正するものであります。

以上をもちまして、歳出の所管関係部分の説明を終了いたします。

○委員長（森戸雅孝君） 続きまして、小島市民生活課長。

○市民生活課長（小島 清君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

48、49ページを御覧ください。15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、5億822万7,000円の増額であります。説明欄、障がい者自立支援費負担金につきましては、介護給付・訓練等給付費の増額に伴い、国庫負担金を増額したいというものであります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、令和6年度低所得者保険料軽減負担金の確定に

に伴い、国の負担金が当初の見込みより増額となるため、増額補正したいというものであります。

次の2節児童福祉費負担金につきましては、101万1,000円の増額であります。説明欄、児童扶養手当給付費負担金につきましては、令和6年度の物価上昇に伴う児童扶養手当の手当額引上げに伴い、国の負担分が増大するため、国庫負担金を増額したいというものであります。

次に、2目1節保健衛生費負担金につきましては、4,441万2,000円の増額であります。説明欄、新型コロナ予防接種健康被害給付費負担金につきましては、新型コロナワクチン接種後の副反応による救済として認定された給付に対する国の負担金であり、新たに認定された死亡一時金及び葬祭料を給付するに当たり、増額したいというものであります。

次の2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、129万3,000円の増額であります。説明欄、個人番号カード交付事務費補助金につきましては、会計年度任用職員の給与改定による人件費の増額に伴い、国庫補助金を増額したいというものであります。

次の2目1節社会福祉費補助金につきましては、355万3,000円の減額であります。説明欄、重層的支援体制整備事業交付金（地域包括ケア推進課）につきましては、会計年度任用職員数の減少及び増額の給与改定に係る会計年度任用職員人件費への影響を精査した結果として、会計年度任用職員の人件費が減額となることに伴い、国の交付金を減額したいというものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金過年度交付分（地域包括ケア推進課）につきましては、令和6年度重層的支援体制整備事業交付金の額確定に伴う追加交付のため、国の交付金を増額したいというものであります。

次の2節児童福祉費補助金につきましては、205万4,000円の減額であります。説明欄、子ども・子育て支援交付金（子育て総務課）につきましては、会計年度任用職員人件費の減額に伴い、国負担分が減少するため、国庫補助金を減額したいというものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金につきましては、重層的支援体制整備事業のうち、利用者支援事業費に対する国庫補助金を増額したいというものであります。

次の3目1節保健衛生費補助金につきましては、160万5,000円の増額であります。説明欄、感染症予防事業費等国庫補助金につきましては、マイナンバー制度における情報連携体制整備に係る5種混合ワクチン、15価肺炎球菌結合型ワクチンの追加及び子宮頸がん検診におけるHPV検査単独法導入に伴う健康管理システムの改修費用が補助対象となるため、増額したいというものであります。

次の妊婦のための支援給付補助金につきましては、母子保健事業費の委託料が増加したことに伴い、国庫補助金を増額するものであります。

50、51ページを御覧ください。16款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、2億5,392万1,000円の増額であります。説明欄、障がい者自立支援費負担金につきましては、介護給付・訓練等給付費の増額に伴い、県負担金を増額したいというものであります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、令和6年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、県の負担金が当初見込みより増額となることから、増額補正したいというものであります。

次の3節生活保護費負担金につきましては、200万3,000円の増額であります。説明欄、生活保護費負担金につきましては、今回の補正で歳出に計上した行旅死病人救助費の行旅死亡人死体運搬料について、県が支出額の全額を負担することとなっていることから、補正分を増額したいというものであります。

次の2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、177万7,000円の減額であります。説明欄、重層的支援体制整備事業交付金（地域包括ケア推進課）につきましては、会計年度任用職員数の減少及び増額の給与改定に係る会計年度任用職員の人件費への影響を精査した結果として、会計年度任用職員の人件費が減額となることに伴い、県の交付金を減額補正したいというものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金過年度交付分（地域包括ケア推進課）につきましては、令和6年度重層的支援体制整備事業交付金の額確定に伴う追加交付のため、県の交付額を増額したいというものであります。

次の2節児童福祉費補助金につきましては、3,298万2,000円の増額であります。説明欄1行目、ひとり親家庭医療費補助金につきましては、助成事業費の増額に伴い、県補助金を増額したいというものであります。

次の子ども・子育て支援交付金（子育て総務課）につきましては、会計年度任用職員の人件費減額に伴い、県負担分が減少するため、県補助金を減額したいというものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金につきましては、重層的支援体制整備事業のうち、利用者支援事業費に対する県補助金を増額したいというものであります。

次の私立幼稚園等給食費保護者負担軽減事業費補助金につきましては、私立幼稚園等給食費保護者負担軽減事業費補助金に対する県補助金額を増額したいというものであります。

次の3目1節保健衛生費補助金につきましては、1万2,000円の増額であります。説明欄の予防接種対策事業費補助金につきましては、予防接種事故障害年金等の支払いに対する県補助金であり、本年4月の予防接種法施行令の改正により、予防接種事故障害年金等の額が増額となったことに伴い、増額補正するものであります。

52、53ページを御覧ください。18款1項4目1節保健衛生費寄附金につきましては、81万6,000円の増額であります。説明欄の保健衛生費寄附金につきましては、本年10月に明治安田生命保険相互会社から寄附金をいただいたため、増額するものであります。

54、55ページを御覧ください。19款1項1目1節国民健康保険特別会計繰入金につきましては、3,280万7,000円の増額であります。説明欄、国民健康保険特別会計繰入金につきましては、前年度に国民健康保険特別会計に繰り出した出産育児一時金等繰出金について、決算額に基づき戻し入れるため、増額したいというものであります。

次の3目1節介護保険特別会計繰入金につきましては、1億2,815万7,000円の増額であります。説明欄1行目の介護保険特別会計繰入金（介護給付費等繰入金）につきましては、令和6年度介護給付費負担金等の確定に伴い、市への返還金が当初見込みより増額となるため、増額補正したいというものであります。

次の介護保険特別会計繰入金（重層的支援体制整備事業繰入金）につきましては、会計年度任用職員人件費の減額に伴い、介護保険特別会計からの繰入金を減額したいというものであります。

次の介護保険特別会計繰入金（地域支援事業繰入金）につきましては、令和6年度地域支援事業交付金の確定に伴い、市への返還金が生じることから、介護保険特別会計からの繰入額を増額したいというものであります。

次の介護保険特別会計繰入金（低所得者保険料軽減負担繰入金）につきましては、令和6年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、国、県及び市に係る一般会計への繰出金が見込みより増額となるため、増額補正したいというものであります。

続きまして、債務負担行為の所管関係部分についてご説明いたします。前のほうに戻りまして10ページを御覧ください。第4表の事項欄7項目、令和7年度家庭ごみ及び紙類等収集運搬業務委託につきましては、令和8年度栃木市全地域の家庭ごみ及び紙類等の収集及び運搬業務を委託するため、今年度中に委託事業者を選定する必要があることから、債務負担行為を設定したいというものであります。

次の令和7年度とちぎクリーンプラザ包括的業務委託につきましては、令和8年度の委託料について、令和7年度の物価及び人件費の変動率が契約時と比較して3%を超えていることから、契約書に基づき、委託料を改定するに当たり、当初設定した債務負担行為額を超過するため、債務負担行為を設定したいというものであります。

次の令和7年度重層的支援体制整備業務委託（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）につきましては、令和7年度に引き続き、令和8年度も4月1日から令和9年3月31日までの1年間、事業を行う必要があることから、令和7年度中に契約事務を完了させるため、債務負担行為を設定したいというものであります。

次の令和7年度重層的支援体制整備事業委託（参加支援事業）につきましても、令和7年度に引き続き、令和8年度も4月1日から令和9年3月31日までの1年間、事業を行う必要があることから、令和7年度中に契約事務を完了させるために債務負担行為を設定したいというものであります。

次の令和7年度急患センター管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、現在の指定管理期間が今年度末で満了となることから、令和7年度中に次期指定管理者と仮基本協定書を締結する必要があるため、債務負担行為を設定したいというものであります。なお、急患センターは、公募外で業者を選定しており、期間は令和8年度から令和10年度までの3年間となります。

次の令和7年度岩舟健康福祉センター管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、現在の

指定管理期間が今年度末で満了となることから、令和7年度中に次期指定管理者と仮基本協定書を締結する必要があるため、債務負担行為を設定したいというものであります。なお、岩舟健康福祉センターは、優良管理者更新制度を適用して業者を選定しており、期間は令和8年度から令和10年度までの3年間となります。

続きまして、12ページを御覧ください。第6表の事項欄2項目、令和7年度認知症高齢者等個人賠償責任保険につきましては、令和8年度分の認知症高齢者等個人賠償責任保険について、令和7年度中に契約申込み及び保険料の支払い事務を行う必要があるため、設定していた債務負担行為を廃止したいというものであります。

次の令和7年度予防接種事故賠償補償保険につきましては、保険料の支払いについて債務負担行為の設定が不要となったことから、廃止したいというものであります。なお、令和8年度当初からの保険加入に必要な保険料については、今年度中に支払う必要があるため、補正予算で歳出の要求をさせていただいております。

次の令和7年度こども家庭センター業務従事医師及び従事者傷害保険につきましては、年度当初からの保険加入の手続について債務負担行為の設定が不要となったことから、廃止したいというものであります。

以上で歳入及び債務負担行為の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） ご説明ありがとうございます。

まず、75ページについて伺いたいと思います。一番下の会計年度任用職員の人件費において、社会福祉士が減員になったということですが、当初の見込み人数についてお示しいただきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 中村地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（中村康広君） 当初、地域包括支援センターの配置します社会福祉士を3名ほど予定していたのですけれども、その後、市の正職員の採用であるとか、あとは出向いただい

ている法人様からの出向で対応することができましたので、その分を減額するということになっております。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） そうすると、事業には影響がないという認識でよろしいですか。

○委員長（森戸雅孝君） 中村地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（中村康広君） おかげをもちまして、配置する人数については適正な人員配置できているという状況でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 次に、77ページ、民間保育所等物価高騰対策補助金ということで、今回は給食費のみの補助ということで伺いました。1人当たりの補助額についてお示しいただきたいと思えます。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 単価は1人当たり850円でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 月額ですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） すみません、言葉が足りません。月額1人当たり850円ということで、その850円を月ごとの園児の累計で掛けまして交付するというところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 民間保育所等となっておりますが、公立の状況についてはいかがでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 今回の県の補助につきましては、公立は対象となっております。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 公立のほうは補助しなくて大丈夫なのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 公立のほうは、6月の補正で財源充当ということで組んでおりますので、そちらで対応ということで考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 最後に、83ページの予防接種事業費について、今回は新型コロナの保険料の支払いについては今まで、コロナに限らずなのですけれども、債務負担行為を起こして対応していたかと思いますが、今回は補正予算で対応するというものであります。その理由について、詳細についてお示しいただきたいと思えます。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 保険料につきましては、今まで債務負担行為を設定して、令和8年度分であれば令和7年度に契約を行っておりましたが、保険料につきましては、令和7年度の契約を令和7年度の予算から支出することができるとなりましたので、そのような形に変わっております。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） その理由についてお示しいただきたいと思います。根拠法ですとか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 地方自治法施行令第143条第1項第5号から、こちら、その前までの各項目に当たらない経費以外の経費は、その支出負担行為をした日に属する年度に支払うことができるとなっております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 3款1項1目、75ページです。上から5行目、行旅死病人の救助費ということで200万3,000円が今回計上されているのですけれども、県支出金10分の10でございますので、市のほうの負担はないといえないのですが、この時期に来て200万円の増というのが早いなという印象を持っております。現在まで、予算立てをしたもので何人を運び、そしてこれから何人を運ぶ予定になっているのかお伺いします。

○委員長（森戸雅孝君） 熊谷福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（熊谷充晴君） お答え申し上げます。

本年度予算におきましては、既に15件委託を行っております。本日、こちら補正で審議させていただいている間にも、さらにまた5件という状況になっております。委員さんのご質問の、今後どれくらいかと、またこれ非常に見立ても難しいところではあるのですが、やはり傾向として夏場が多かったもので、これから冬になってくる、それが正しいかどうかは分からないのですが、ここから約10人弱ぐらいいくのかなということでの補正を組ませてもらっています。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 例年からしますと、若干数字が大きくなっているような感じを受けるのですが、行旅死亡人とはいいながら、身寄りがない方々の運搬というのが非常に多いと。以前そういう答弁をいただいております。今回の人数増についての根拠といいますか、原因というものの把握というのはされていますでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 熊谷福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（熊谷充晴君） 今、委員さんおっしゃってくださったとおりで、身寄りのないのもそうなのですが、引取り不可、要は身内はいるのですけれども、もう関わりたくない、これが庄

倒的です。今、私どもも当然、埋葬するわけですから、不手際のないように確実に確認をします。そうしますと、もう関わらない。当然お骨もこちらで預かります。それでもお願いしますという傾向が明らかに伸びています。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そういった理由でということでは理解をしましたが、そうしますと行政のほうでカバーをしなくてはいけない範囲というのがやはり広がってくるのだと思います。そうしますと、1件当たりの単価と言っていいのか、経費総額が以前よりは高額になってきているということもあるのではないかと思うのですが、その辺の把握はいかがでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 熊谷福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（熊谷充晴君） まず、単価のほうなのですが、単価につきましては、物価高騰で上がっているものプラス、ドライアイスというのを使うことがあります。夏場警察とかに運ばれてしまいますと、遺体が腐敗してしまいますので、そういったところで金額が上がるというふうに認識しております。また、市のほうの努力といたしましては、生活保護を受給している方につきましては、扶養義務調査を行っております。当然金銭の援助が望めなくても、そういったとき万が一の引取りということにはぜひ行ってくださいということで、極力徹底はしているのですが、こういう結果になっているのは非常に寂しい限りと。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 市行政のほうのご努力というのは重々分かっております。ただ、先日民生委員の方とお話をする機会がありまして、やはり独り暮らしをされていて、随分高齢な方の把握もある程度はされていると。見回りといいますか、様子を見に行くにしても、細心の注意を払うのだけでも、できれば行政との情報交換をもっと密にさせていただきたいという、やはり意見がございました。その中で孤独死をされている話も出てまいりましたので、連絡を密に取っていただいて、孤独死をされた方の早期発見につながるような体制の構築を要望させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 77ページ、先ほど浅野委員が質問していた民間保育所、これ月850円ですけれども、公立はないということで、先ほどの説明ですと、公立500円、6月補正でやったということなのですが、民間のほうもその6月補正では500円をやっているのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 民間のほうは500円の基準額ということで6月補正に上げて、公立園のほうは6月の補正では交付金のほうを財源充当するという補正の内容でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、県が今度月850円ということは、500円にプラス850円という支援というふうになるわけでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） この850円と500円につきましては、元をたどっていくと国の交付金ということになりまして、お財布は1つでございますので、どちらか1つということになってくるということでございます。県のほうは、給食費ということで算出した内容でございますけれども、食材料費ということでの根拠の金額設定でございますが、500円の、市のほうで国の交付金を使っての補助についても、食材料費プラス光熱費ということで、食材のほうがかぶってございますので、そこらの部分、重複しているところというのを二重に出すことはちょっと難しいということになりますので、どちらかそこは選択ということに現実的にはなってくるということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 説明がよく分からないのですが、結局は月850円ということになるわけですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 金額だけを考えると、県の850円を選択するほうが交付額としては多くなるということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、栃木市としては、公立には補助しないという方向なのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 公立のほうは、先ほど申し上げましたように、6月補正において国の交付金を財源充当しておりますので、そこでの対応ということになってございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 83ページで、新型コロナの予防接種健康被害、新たなという表現があったのですけれども、どのような案件だったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 残念ながら死亡、コロナワクチン接種による被害、死亡につきましては、我が市にとっては2件目となっております。こちらの方につきましては、個人情報等もございまして、40代の女性ということだけお伝えさせていただきます。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この方の死亡した日というか、いつ頃の事件なのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 亡くなられた日につきましては、ご容赦願いたいのですが、申請日は令和7年3月にいただいております。また、認定を今年、令和7年8月に受けまして、今回の補正となっております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そのほかのこういう副反応の申請というか、出ているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 現在、栃木市から国のほうに進達をして、まだ認定、否認が下りていない分につきましては、新型コロナワクチン接種につきまして3件ございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 関連になるのですけれども、それは死亡は含まれているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 1件含まれてございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 75ページで、中段の障がい福祉費で給付費が9億円も上がるというのは非常に見立ての段階から問題があったのではないかなと思うのですが、この要因というものは何なのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 委員のおっしゃるとおりです。本来であれば、実質額なんかをベースにして、その他の様子なんかも見込んだ上で次の年度の予算立てをするというところになります。令和7年度予算に関しましては、令和5年度までが50億円を下回るよう数字でずっと続いておりました。そういったところも含めて見てしまっ、令和7年度についての見込みというところをあまり考えていなかったということになってきます。本来であれば、そこのところで多角的に見て、では伸びをこれだけにしてというふうにやれば違ってきたのだと思うのですけれども、そこを抜きにしてしまっ、決算部分だけの数字を捉えてしまったことから、伸びを見込まない状態で予算組みをしたということが大きな要因となっております。

今年度、実際に年度が始まってから、4月から8月の実績を確認したところ、予想以上に伸びが、项目的に、伸びている項目がありまして、それを考慮して年度末までもつかというところを考えますと、これは補正しなくてはいけないだろうというところで、ちょっと金額が大きくなってしまったのですが、今回の補正増というところになっております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 令和5年度、コロナが収束すると。その伸びた要因というものはどのよ

うに考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） これ実際に確かに伸びが大きくて、私なんかもなぜかというところを疑問に思ったところです。これはほかの自治体、例えば近隣自治体でいくと小山市、佐野市なんかも今回どうなっているのかということを確認しました。そうしたところ、特に小山市がいい例になると思うのですが、小山市内のサービス事業所には、児童の事業所が多いのです。それに対して栃木市は、者のほうの事業所が比較的多いということになっておりまして、小山市のほうの事業所なんかを見ると、今年度やっぱり120%ぐらいの伸びで今いっているような状況があります。栃木市のほうですと、そこが今度は逆に者のほうが伸びているというところで、小山市ほど全体的な伸びというのはいいとはいえないのですけれども、分母が大きいのです。もともと障がいの児と者の施設それぞれがあって、もともとが利用者が多いので、その分母が大きくて、その上に小山市の場合は120%、栃木市の場合は大体110%ぐらいの伸びが出ているということが要因になっていると思っています。これは当然障がい者の方々に利用していただくというのが我々の目的ですから、その部分では大変ありがたいところではあるのですけれども、ちょっと見立てが甘かったということが要因となっております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 令和6年度の実績というのは何億円だったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 令和6年度の実績ですと、決算額が、これは扶助費の部分だけということになってきますけれども、50億7,294万8,407円でした。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 伸びた事業というのか、項目というのか、それは何だったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 項目的には、サービス事業自体は結構な量があるのですけれども、その中でやはり伸びている部分、それから逆にへっこんでしまっている部分なんかもあるのです。ただ、全体的に見て、例えば居宅介護ですとか行動援護、同行援護のサービスの項目としている介護給付費というところだと107%の伸び、それから共同生活援助ですとか就労系の継続支援もやっております訓練等給付費が121%、それと計画相談は逆に減っていて、こちらが87%、障がいのほうの支援費になってくるのですけれども、児童発達支援ですとか放課後等デイサービス、こちらの障がい児通所給付費というところが109%、障がい児相談支援のほうは132%というふうな伸びになっております。ただ、例えば障がいの児の相談事業というところ、132%という数字だけ見るとすごく大きな数字になっているのですけれども、もともとの分母は小さかったので、金額的には5,000万円ぐらいの金額になってはくるのですけれども、就労系のところ、こちらのところは大き

くて、金額でいくと7億6,300万円というふうな、そういう数字になってきております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 50億円で推移していて、60億円の予算立てて、それで足りなくなって70億円にするというのは、ただの見立てというか、もっと何かあるのではないのかなという気がするのですけれども、そんなに大きく変わるようなものではないです、基本的に。障がい福祉って。そこから辺はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） やはりもともとの分母が大きくて、その上で100%を超える数字で推移していくというところが金額的に大きいのかなと。実際に伸び率を考えずに実績のところだけを見ていて、その数字を上げるということであれば、もっと何億円も下がるというふうに思うのですけれども、この予算の計算をしたときが9月のときだったものですから、まだ半年、その時点ではあるということで、その時点で考えるとちょっと伸びを伸ばしておいたほうがいいのかという、そういう考えがあったものですから、今回の金額になっております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 10ページになるのですけれども、上から8行目のクリーンプラザなのですけれども、人件費が3%を超えたということで再設定をするということよろしいのですか。その額も、前が幾らで、今回は幾らかというのを。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 包括委託料につきましては、今債務負担行為を組んでいるところでございます。今現在約196億円ですね、組んでいるわけなのですが、年度割に大体数字がなっております。令和8年度の当初の計画では、14億4,225万4,000円でしたが、物価変動等を加味した額で1億2,707万9,000円を補正させてもらうわけでした、合計で15億6,933万3,000円という状況になります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 1億2,700万円、今までの業務委託にプラスを、令和8年度はしなければいけないということなののでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） そのとおりでございます。令和8年度の額がトータルで15億6,900万円ということになります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第136号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第136号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

---

◎議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第7、議案第137号 令和7年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） ただいまご上程をいただきました議案第137号 令和7年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の15ページを御覧ください。令和7年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億672万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億7,556万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の変更は、第2表、債務負担行為補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、138、139ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費、補正額91万5,000円の増額であります。説明欄、会計年度任用職員人件費につきましては、給与改定に伴う変動分を精査し、必要額を増額したいというものであります。

なお、以降の会計年度任用職員人件費関係につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、説明は省略させていただきます。

次のページを御覧ください。1款2項1目賦課徴収費、補正額176万円の増額であります。説明欄、国民健康保険税賦課事務費につきましては、令和8年4月から子ども・子育て支援金制度開始に伴い、支援金賦課のためのシステム改修委託料を増額したいというものであります。

次のページを御覧ください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分、補正額2億4,595万円の増額であります。説明欄、一般被保険者医療給付費分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が決定したことに伴い、不足額を増額したいというものであります。

次のページを御覧ください。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額5,726万4,000円の減額であります。説明欄、一般被保険者後期高齢者支援金等分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が決定したことに伴い、不用額を減額するものであります。

次のページを御覧ください。3款3項1目介護納付金分、補正額2,637万6,000円の減額であります。説明欄、介護納付金分国保事業費納付金につきましても、本年度の納付額が決定したことに伴い、不用額を減額するものであります。

次のページを御覧ください。5款2項1目保健衛生普及費、補正額6万4,000円の増額であります。説明欄、後発医薬品利用差額通知事業費につきましては、勧奨対象者の減少により、通知発送数が減少したため、不用額を減額するものであります。

次のページを御覧ください。8款1項3目償還金、補正額1億886万4,000円の増額であります。説明欄、返還金につきましては、前年度の普通交付金及び特別交付金等の精算に伴う超過交付分を返還するため増額したいというものであります。

次のページを御覧ください。8款2項1目他会計繰入金、補正額3,280万7,000円の増額であります。説明欄、一般会計繰入金につきましては、前年度に一般会計から繰り入れた出産育児一時金や地方単独事業保険給付費等の繰入金について、決算額に基づき精算し、超過分を一般会計に繰り入れるため増額したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、134、135ページにお戻りください。4款1項4目1節子ども・子育て支援事業費補助金、補正額176万円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、子ども・子育て支援制度の開始に伴い、保険料算定システム改修のため、国庫補助金を増額したいというものであります。

次に、7款1項1目2節その他一般会計繰入金、補正額75万8,000円の増額であります。説明欄、事務費繰入金につきましては、国民健康保険税賦課事務に係る会計年度任用職員人件費について、不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、7款2項1目1節保険財政調整基金繰入金、補正額6,907万9,000円の増額であります。説明欄、保険財政調整基金繰入金につきましては、国民健康保険財政調整基金の繰入金が当初の繰入

額では不足を生じることから増額したいというものであります。

次に、8款1項1目1節前年度繰越金、補正額1億8,818万5,000円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、令和6年度決算剰余金を繰越金として計上するものであり、収入見込額に合わせて増額したいというものであります。

次のページを御覧ください。9款3項4目1節雑入、補正額4,693万8,000円の増額であります。説明欄、療養給付費等精算金等につきましては、前年度に概算払いをした療養給付費等の精算による返還金で、収入見込額に合わせて増額したいというものであります。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたしますので、158ページを御覧ください。事項欄1段目及び3段目、令和7年度人間ドック検診業務委託につきましては、当該年度以降の支出予定額を2,200万円に変更するものであります。当初、一部の医療機関分のみを設定しておりましたが、年度当初からの事業実施準備のため、令和7年度中に全実施機関との契約締結が必要であることから、変更したいというものであります。

事項欄2段目及び4段目、令和7年度特定健康診査業務委託につきましては、当該年度以降の支出予定額を6,461万5,000円に変更するものであります。実施機関の健診料金改定や健診パスポート作成委託料の計上が漏れていたため、変更したいというものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 143ページなのですが、納付金ということで、約1割ないぐらいですけれども、これだけ医療費が伸びたということによろしいのですか、見込みよりも。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） こちらの金額で、当初予算で組んでおります金額といたしますのは、当初に計上させていただいている金額といたしますのは、令和6年度中の令和7年度の予算編成時に計上しているものですが、その算出の根拠とする値が、県から数値がまだ示されておりませんので、例年こちらの12月補正で調整をさせていただいている状況でございます。医療費は確かに伸びてお

りまして、納付金についても昨年度よりも伸びておりますが、これについて抑制するという一方で、県の財政調整基金のほうを10億円、県全体で投入していただき、栃木市としては8,150万円が投入されて、一応抑えられている形にはなっております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連ですけれども、事業納付金、いつも1月過ぎでないと示されないという状況の中で予算書もつくらなくてはならないということがあるのですけれども、そこら辺のシステムをちょっと県とも協議して変えないと、いつもこういうことが起きるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺はどう考えていますか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） こちらの試算については、確かに県のほうが試算を行っているところではあります。前年度、またその前も、ずっと医療費の動向などをいろいろ研究していただき、納付金のほうをどれくらいにすれば、栃木県内の医療費が間に合うかということも検討する時間を要するというところです。2か月遅れで医療機関からのレセプトなどが上がってきまして、その後、県内の令和6年度、前年度ですと令和6年度の医療費が集約されて、どんなふうに医療費が今後推計していこうかというところを研究する時間を要して、この時期になるというふうには伺っております。なるべく予算取りに合わせたタイミングで我々も金額をいただくと、こういった補正などもしなくていいというところはあるのですけれども、要望として栃木県のほうにも、令和10年に県下統一ということも目前に迫っておりますので、そういったところもスケジュール的にありますので、県ともそういった連携を図りながら、なるべく当初予算でぴったり、すばった予算取りができるようなことができるように、ちょっと県のほうに働きかけは行ってまいりたいと思っております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 135ページで、保険財政調整基金繰入金6,900万円ほど増額ですけれども、このことで、今現在基金はどの程度になっているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） 令和7年度当初の基金残高、金額は約27億8,700万円になっております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、7億円ほど今度繰り入れるということは、それだけ減ることですと、20億円ぐらいの残高ということになるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑はありますか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 151ページになるのですけれども、返還金がこれだけというのは何でなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） こちらの返還金につきましては、令和6年度に交付額をいただいた金額を決算に基づき精査いたしますと、多過ぎるところで返還する額が発生してしまう。令和6年度につきましては、保険給付費等交付金、それから特別交付金、それから保険者努力支援制度交付金という3つの交付金と、それから、すみません、令和5年度にいただいております結核・精神の特別調整交付金になります。こちらは、今年の4月に新聞報道でもありました、そちら国保連が委託している事業者の算定ミスによって発生した、払い過ぎてしまったという算定ミスによる特別調整交付金をお返しするというものが今回には含まれております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 返す先というものは、県ということでよろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） 県のほうに返しまして、こちら交付金のほうは国から、普通交付金などは国から来ている部分もありますので、国へも返すということになります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第137号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第137号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第138号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 執行部の皆さん、すみません。お昼になってしまいましたけれども、お付き合いをお願いいたします。

次に、日程第8、議案第138号 令和7年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） ただいまご上程をいただきました議案第138号 令和7年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の19ページをお開きください。令和7年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,553万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,100万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。第2項、債務負担行為の変更は、第3表、債務負担行為補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、166、167ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費、補正額1,144万円の増額であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては、給与改定に伴う変動分等を精査し、必要額を増額したいというものであります。

次のページを御覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額2億3,409万8,000円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に納入する市の負担金が増額する見込みであるため、必要額を増額したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、164、165ページにお戻りください。1款1項1目1節後期高齢者医療特別徴収保険料、補正額1億7,034万8,000円の増額であります。説明欄、特別徴収保険料につきましては、保険料が増収となる見込みであることから増額したいというものであります。

次に、2目1節後期高齢者医療普通徴収保険料現年度分、補正額6,375万円の増額であります。説明欄、普通徴収保険料現年度分につきましても保険料が増収となる見込みであることから、増額したいというものであります。

次に、4款1項1目1節事務費繰入金、補正額1,144万円の増額であります。説明欄、人件費繰

入金につきましては、職員人件費の給与改定に伴い、必要額を増額したいというものであります。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたしますので、174ページを御覧ください。事項欄、令和7年度人間ドック検診業務委託につきましては、業務委託に係る契約の準備を令和7年度中に実施する必要があるため、債務負担行為を設定したいというものであります。

続きまして、次のページを御覧ください。事項欄、令和7年度健康診査業務委託につきましては、当該年度以降の支出予定額を4,292万円へ変更するものであります。実施機関の料金改定や、これまで一般会計から支出していた健診委託料の一部を後期高齢者医療特別会計から支出することの変更により、支出予定額を変更したいというものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 169ページになりますけれども、これも2億3,000万円プラスするというのは、国保と同じように県が示してきたから、それを乗せるという形なのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） こちらにつきましては、おっしゃるように、県のほうから増額の指示がありまして、補正が必要であればその措置を取ってくださいということで、こちらの措置を取らせていただいております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 先ほどの国保も同じなのですが、一応予算をつけるときには前年度3%伸びるよねとかというような感じでつけていた上で、このまたプラスになるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） こちらの額につきましては、令和7年度の当初予算の編成時には、やはり県の広域連合から金額が示されて予算取りをするわけなのですが、今回の変更につきましては、予想外といいますか、皆様の所得が増えた、被保険者の方の所得が大幅に増えたことによって税収が伸びるというところから、この変更が生じたところでございます。理由といたしますと、年

金支給額が引上げになったことであるとか、それから米価上昇による農業所得の増加など、そういったところで被保険者の方の税金が伸びたというところが、この負担額の変更につながったというふうに説明を受けております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、保険料がたくさん入るので、それを県に出しなさいということなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） おっしゃるとおり、市は徴収をいたしまして、それをそっくりそのまま負担金の一部として広域連合のほうに支払いを行います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第138号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第138号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第139号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第9、議案第139号 令和7年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） よろしく申し上げます。ただいまご上程いただきました議案第139号

令和7年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の25ページをお開き願います。補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億714万円を追加し、歳入歳出予算の総額を161億8,878万9,000円とするというものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の186ページ、187ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は、385万8,000円を増額するものであります。説明欄にあります介護保険システム改修事業費につきましては、令和7年度税制改正における給与所得控除の引上げに伴い、介護保険システムの改修を行う必要があることから増額補正するものであります。

次の会計年度任用職員人件費（高齢介護課）及び会計年度任用職員人件費（地域包括ケア推進課）につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴い、それぞれ増額補正するものであります。

188ページ、189ページをお開きください。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費は、5,430万円を減額するものであります。地域密着型介護サービス給付費が当初見込みより下回っていることから減額補正するものであります。

続きまして、190、191ページをお開きください。2款2項1目介護予防サービス給付費は、4,560万円を増額するものであります。介護予防サービス給付費につきましては、要支援認定者が当初見込みより増加したことに伴い、介護予防給付費が当初見込みより上回ることから増額補正するというものであります。

2款2項5目介護予防福祉用具購入費、次の2款2項7目介護予防サービス計画給付費に関しましても、要支援認定者の増加に伴い、当初見込みを上回ることから増額補正するものであります。

続きまして、192ページ、193ページをお開きください。2款5項1目高額医療合算介護サービス費は、100万円を増額するものであります。説明欄、高額医療合算介護サービス費につきましては、医療と介護の年間自己負担額が限度額を超えた場合に支給するものでありますが、利用者が当初見込みを上回ることにより不足が見込まれることから増額補正するものであります。

続きまして、194ページ、195ページをお開きください。5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、2,814万4,000円を増額するものであります。説明欄、訪問型・通所型サービス事業費につきましては、利用者が当初見込みより増加しており、サービス事業費の増加が見込まれることから増額補正するものであります。

続きまして、196ページ、197ページをお開きください。7款1項2目償還金は、2億4,980万9,000円を増額するものであります。説明欄、国庫支出金等返還金は、令和6年度介護給付費の法定負担金の確定に伴い、国庫負担金及び県負担金の返還額が生じることから増額補正するものであります。

続きまして、198ページ、199ページをお開きください。7款2項1目他会計繰出金は、1億2,532万9,000円を増額であります。説明欄、一般会計繰出金（高齢介護課）及び一般会計繰出金（地域包

括ケア推進課)につまましては、介護給付費、介護保険事業に対し、一般会計からの繰入金、繰出金の精算が必要なことから、精査しなして、今回は増額補正するといふものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。補正予算書の182ページ、183ページをお開きください。4款2項1目調整交付金は、140万7,000円の増額であります。説明欄、総合事業につまましては、介護予防・日常生活支援総合事業にあります訪問型・通所型サービス事業費の増額に伴い、国庫負担分の調整交付金を増額補正するものであります。

4款2項2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、1,032万5,000円の増額であります。説明欄、現年度分につまましては、先ほどの説明と同様、訪問型・通所型サービス事業費の増額に伴い、国庫負担分の増額補正をするものであります。

説明欄、過年度分につまましては、令和6年度地域支援事業交付金の追加交付に伴い、増額補正するものであります。

4款2項3目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)は、27万1,000円の増額であります。説明欄、現年度分につまましては、包括的支援事業等に従事する会計年度任用職員人件費の増額に伴い、国庫負担分を増額補正するものであります。

4款2項4目介護保険事業費補助金は、60万4,000円の増額であります。説明欄、介護保険事業費補助金につまましては、歳出で説明しました介護保険システムの改修事業費の2分の1に当たる国庫補助でございます。

5款1項2目地域支援事業支援交付金及び6款3項1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)は、それぞれ946万円、654万円の増額であります。説明欄の現年度分につまましては、国庫負担金と同様、訪問型・通所型サービス事業費の増額に伴う支払基金交付金と県負担分の法定負担金の増額であります。

説明欄、過年度分につまましては、令和6年度地域支援事業交付金の増額に伴う支払基金交付金県負担分の増額であります。

また、6款3項2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)は、13万6,000円の増額であります。こちらも国庫同様、会計年度任用職員の増額分における県負担分の増額であります。

9款1項2目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)につまましても、訪問型・通所型サービス事業費の増額に伴う市負担分の増額であります。

184ページ、185ページをお開きください。9款1項3目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)につまましても、会計年度任用職員の増額分における市負担であります。

9款1項4目その他一般会計繰入金は、986万1,000円の増額であります。説明欄、事務費繰入金につまましては、介護認定調査員報酬費の増額における一般会計の繰入金が主なものであります。

説明欄、重層的支援体制整備事業繰入金につまましては、令和6年度重層的支援体制整備事業の

確定に伴い、一般会計からの繰入金であります。

10款1項1目繰越金は、3億6,488万2,000円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、今回の介護保険特別会計歳入歳出予算の差額調整を行うため、この繰越金で増額補正したいというものであります。

以上をもちまして、令和7年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願い致します。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 191ページと、全部ということなのですが、要支援者という方の費用が増えていると、人数も増えているということではよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 要支援者につきましては、当初私たちが見込んだよりもかなり伸びているというのが実情であります。その原因については、うまくつかめてはいないのですけれども、予防のほうから伸びているというのが現状でありまして、これが介護のほうに向かいますと、余計給付費負担が多くなりますので、その原因をつかんで、きちっと対応したいというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） もう介護保険ってどんどん厳しくなって、要介護をもらうというのは結構至難の業ぐらいではないのですけれども、そんな感じがするのですけれども、それで介護ではなくて支援、またその下の総合事業という形でどんどん下に下ろしているというか、上げないようにしているようなイメージがあるのですけれども、その中で要支援の部分が下から上がってきているというイメージなのではないでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） そこに関しましても分析は、正直言うとちょっと分からないというのがあるのですけれども、ただそういうふうに栃木市でいろんな事業で、要は生活の支援という形で食い止めていた方が、若干ここに来て要支援認定という形で増えているのではないかとこのふ

うに推測しております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） データ的に、平均的に何歳の人が上がってきているとかというもの、上がるというか、ここで増えてきているとかというものは分かりますでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 年齢的な形では、正直言うと栃木市のデータだけなので、ちょっと分からないのですけれども、ただ全国と比べると、栃木市の認定率というのはまだ低いほうなのです。それは、年齢構成によるものか、あるいは栃木市の事業がしっかりしていたために、ある程度食い止めていられているのかというのは、ちょっと分からないのですけれども、今後だんだん、だんだん認定者は増えていくのではないかとこのように予想されます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第139号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第139号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第140号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第10、議案第140号 令和7年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

中村地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（中村康広君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第140号 令和7年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明

いたします。

恐れ入ります。補正予算書の29ページをお開きください。令和7年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ447万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,623万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるといふものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の212ページ、213ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス事業費の補正額は、60万円を増額するものであります。説明欄の介護予防サービス計画委託費につきましては、居宅介護支援事業所へ支払う介護予防サービス計画委託料が当初見込みを上回るため、増額したいというものであります。

214ページ、215ページをお開きください。1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費の補正額は、105万円を増額するものであります。説明欄の介護予防ケアマネジメント委託費につきましては、居宅介護支援事業所へ支払う介護予防ケアマネジメント委託料が当初見込みを上回るため、増額したいというものであります。

216ページ、217ページをお開きください。2款1項1目他会計繰出金の補正額は、282万8,000円を増額するものであります。説明欄の一般会計繰出金につきましては、令和6年度決算の確定に伴い、歳入超過分の返還のため増額をしたいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、210ページ、211ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス計画費収入の補正額は、60万円を増額するものであります。説明欄の介護予防サービス計画費収入につきましては、介護予防サービス計画委託費の増額に伴い、国保連からの収入を増額したいというものであります。

1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費収入の補正額は、105万円を増額するものであります。説明欄の介護予防ケアマネジメント事業費収入につきましては、介護予防ケアマネジメント委託費の増額に伴い、国保連からの収入を増額したいというものであります。

3款1項1目繰越金の補正額は、282万8,000円を増額するものであります。説明欄の前年度繰越金につきましては、令和6年度決算の繰越額の確定に伴い、増額したいというものであります。

以上をもちまして、令和7年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第140号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第140号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして民生常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 零時47分）